

小田原ちょうちんまつり 出店条件

出店概要

(1) 出店条件（以下、全て満たしていること）

- 1) 一般社団法人小田原市観光協会の会員であること。
- 2) 該当年度の年会費を8月末日までに納入していること。
- 3) 2市8町（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町）の事業者であること。
- 4) 下記出店区分が①②のどちらかであること。
- 5) 該当年度の7月末日時点で、出店区分①の営業許可を取得済みであること。
※取得見込みや申請中では、受付できません。

<注意事項>

- ・ 出店については出店条件以外で主催者が適当と認めた場合は可とします。
- ・ 定数以上の申し込みがあった場合は、抽選にて選考になります。
- ・ 1会員につき1テントまでとします。
- ・ テントブースまたはキッチンカーに出店可能です。

(2) 出店区分

飲食物の販売及び物品の販売

区分①：神奈川県屋台型臨時営業許可で出店。

区分②：飲食ではない物品販売で出店。 ※飲食と物品の併用は不可。

※「神奈川県臨時出店」での受付はいたしません。

※イベントの数カ月前に、当協会より出店についてメールにて連絡します。